

かいぎん

News-Release

平成 26 年 10 月 16 日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市前島2丁目21番7号

国家戦略特別区域における指定金融機関の指定について

株式会社沖縄海邦銀行（頭取：上地英由）は、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項、国家戦略特別区域法施行規則及び、国家戦略特区支援利子補給金交付要綱に基づき、平成 26 年 10 月 14 日付けで『国家戦略特別区域における指定金融機関の指定』を受けました。

記

1. 国家戦略特別区域とは

- 経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために、政令により定められた区域をいいます。
- 沖縄県については、平成 26 年 5 月 1 日制定の政令により「沖縄県の区域」として全域が対象地域に定められています。

2. 指定金融機関とは

- 国家戦略特別区域内において、法に定める特定事業を行うのに必要な資金の貸付けを適正に実施する金融機関として、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関をいいます。
- 一定の要件の下、指定金融機関が貸付けを行う場合、利子補給金の支給が受けられることから、通常よりも低利でのご融資が可能となります。

当行では、今後においても様々な枠組みを活用しながら、取引先企業の経営支援に努めることにより、地域経済の活性化に貢献して参ります。

以上

《お問い合わせ先》
企業支援部 企業支援担当（田仲）
：098-867-6665（直通）